



# 統一地方選挙

## 県議4月7日(日) 市議4月21日(日)

投票時間  
午前7時～午後8時

### 不在者投票

#### ①滞在先(市外)での不在者投票

投票日に仕事などで荒尾市外に滞在先、投票に行くことができないと見込まれる人は、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。事前に荒尾市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」を郵送し投票用紙を請求してください(電子メール・ファックスは不可)。投票用紙の郵送には時間が掛かりますので、手続きはお早めをお願いします。※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は荒尾市ホームページからダウンロードできます。

#### ②病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院、入所している人は、そこで不在者投票ができますので、早めに病院や施設にお問い合わせください。

〈入院・入所中の人不在者投票できる市内の病院・施設〉

荒尾こころの郷病院、荒尾市民病院、荒尾中央病院、慈眼苑、新生翠病院、白寿園、平成ドリーム館、緑風園(50音順)

#### ③郵便等による不在者投票

下の表に当てはまる人は、郵便などで投票ができます。投票には事前に荒尾市選挙管理委員会への申請、登録が必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

●表1 郵便等投票証明書の交付が受けられる人

身体障害者手帳	障害の種類	級数
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級か2級
	内臓機能(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)の障害	1級か3級
	免疫か肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢か体幹の障害	特別項症～第2項症
	内臓機能(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)の障害	特別項症～第3項症
被介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5であるものとして記載されている人	

郵便等投票の資格がある人(郵便等投票証明書交付者)で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人の申請の届け出をした後、代理記載人投票をすることができます。

### 投票所入場券

投票所入場券は、1人1枚ずつ郵送しますので、投票日には入場券を持って投票所にお出かけください。

入場券を忘れたり紛失された人、届かない人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票できます。

※入場券が届くまでしばらく時間がかかりますが、ご了承ください。

### 投票用紙

自書式(候補者氏名を記入する)



### 期日前投票

選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、「投票所入場券」裏面の期日前投票宣誓書を事前に記入しておくこと、受付が早く済みます。

#### ●期間

〈県議会議員一般選挙〉3月30日(土)～4月6日(土)  
〈市議会議員一般選挙〉4月15日(月)～4月20日(土)

#### ●場所と時間

- ・市役所1階11号会議室  
午前8時30分～午後8時
- ・あらおシティモール2階シティホール  
午前10時～午後7時

### 選挙公報

選挙公報は投票日の2日前までに全世帯に配ります。候補者を選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。

なお、告示後に、県議会議員選挙は熊本県ホームページに、市議会議員選挙は荒尾市ホームページに、それぞれ選挙公報を掲載予定です。

### 選挙速報

市ホームページに、期日前投票者数、選挙当日の投・開票状況等を掲載しますのでご覧ください。

※ホームページアドレス

<https://www.city.arao.lg.jp/>



▲岱志高校3年生、本村遼太さん(左)、田上叶恵さん(右)



任期満了による熊本県議会議員一般選挙と荒尾市議会議員一般選挙が行われます。

市民の代表を選ぶ大切な一票です。

棄権することなく進んで投票しましょう。

### 投票日時

#### ●投票日

〈県議会議員一般選挙〉4月7日(日)  
〈市議会議員一般選挙〉4月21日(日)

#### ●投票時間

午前7時～午後8時

#### ●投票所

市内23か所。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

### 投票所の変更(八幡小学校→小岱工芸館)

今回の選挙から第13投票区の投票所が八幡小学校から小岱工芸館に変更となりますので、ご注意ください。

#### 〈該当行政区〉

菰屋南区、菰屋北区、野原南区、野原北区、上赤田区、下赤田区、川登区



◀明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

### 投票できる人

次の要件を全て満たす人が投票できます。

#### 〈県議会議員一般選挙〉

- ・4月7日(日)現在で満18歳以上であること(平成13年4月8日までに生まれていること)
- ・荒尾市の選挙人名簿に登録されていること(選挙人名簿に登録されるには…荒尾市で住民票を作成した日(転入の届け出をした日)から平成31年3月28日までに3か月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。)
- ・選挙権を停止されていないこと

※県外に転出した人は投票できません。県内に転出した人は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていないければ、荒尾市で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### 〈市議会議員一般選挙〉

- ・4月21日(日)現在で満18歳以上であること(平成13年4月22日までに生まれていること)
- ・荒尾市の選挙人名簿に登録されていること(選挙人名簿に登録されるには…荒尾市で住民票を作成した日(転入の届け出をした日)から平成31年4月13日までに3か月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。)
- ・選挙権を停止されていないこと

※市外に転出した人は投票できません。